

平成19年2月6日

構内技能訓練棟における当社社員の負傷について

平成19年2月6日午前8時10分頃、当社社員より肩に痛みを感じたことから、自宅より病院へ向かうとの連絡を受けました。

確認の結果、前日午後1時45分頃、構内技能訓練棟にて足場組み立ての研修を実施していたところ、倒れてきた足場用パイプが当該社員の頭部および左肩に当たりましたが、当日は研修を継続し、研修終了後、帰宅いたしました。

診察の結果、頸部、左肩挫傷と診断されました。

本事例は、研修生に対する指導者の人数が少なかったこと、および指示内容に配慮が不足していたことに起因していると考えられることから、今後、指導者の人数の見直しを検討するとともに、指導者に対して指示内容を明確に行うよう周知いたします。

なお、当該社員に放射性物質による汚染はありません。

以 上